平成２４年（フ）第３０６号
新潟市西区ときめき西１丁目12番地１、前住所新潟市西区寺尾台３丁目24番13号
破産者　樋口　敏夫
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９６号
愛知県岩倉市大地町長田３番地　シティハイツ大地Ａ203号
破産者　小川　利恵
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２５７号
広島市安佐北区白木町大字三田4155番地４
破産者　岡田貴美男
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００号
広島県福山市奈良津町２丁目11番32号
破産者　今川　克己
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２５５７号
福岡市早良区小田部５丁目７番28―103号、前住所福岡市早良区室住団地33番404号
破産者　後藤　　肇
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７０号
福岡市南区西長住２丁目29番28―202号
破産者　西脇　仁美
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６６１号
福岡市南区高木３丁目２番30号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区荒戸１丁目２番２―107号
破産者　倉田　敏明
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９号
北海道伊達市北黄金町49番地1609、開始決定時の住所北海道伊達市舟岡町347番地２
破産者　大野　貴秀
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２３７２号
神奈川県鎌倉市二階堂851番地、開始決定時の住所横浜市泉区緑園４丁目２番地８　グレーシア緑園都市609
破産者　齋藤　勝弥
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８７号
京都府亀岡市余部町中条31番地
破産者　中澤　澄子
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地22―306、開始決定時の住所京都市北区紫野東舟岡町46番地
破産者　ｋｙｏｄｅｎ紫野店こと　岡田　勝行
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
京都市北区紫野上柏野町54番地27、開始決定時の住所京都市北区紫野東舟岡町46番地
破産者　岡田　弘嗣
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
兵庫県明石市二見町西二見641番地の20、前住所神戸市兵庫区水木通３丁目４番地17　ドルフビオン水木通901号室
破産者　米田　育恵
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
愛媛県南宇和郡愛南町須ノ川1059番地
破産者　児島　忠裕
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３４７号
高知市相生町７番14号
破産者　仙石　万寿
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３５号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅11棟20号
破産者　川浦　　誠
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４９号
宮崎市船塚３丁目50番地
破産者　工藤　英雄
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係